

社会福祉法人足寄町社会福祉協議会
会長及び副会長、監事の職にある者の報酬に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、会長及び副会長、監事の職にある者の報酬の支給について定めることを目的とする。

（報酬の額）

第2条 会長の職にある者の報酬は、月額 24,000 円とし、副会長の職にある者の報酬は、月額 12,000 円とする。

また、監事の職にある者の報酬は、日額 6,000 円とし、監査業務に従事したときに支給する。

（報酬の支給）

第3条 報酬は、次により支給する。

- 1 報酬は、各月の末日までに支給する。
- 2 年の中途において就職したときは、その日の属する月から支給し、その職を離れたときは、その日の属する月までを支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。